



宮 崎 県 公 報

平成29年10月12日 (木曜日) 第 2937 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1
○保安林の指定予定の通知 (2件) …………… (自然環境課) 1
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 2

○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 3

公 告

○土地改良区の役員の就退任の届出…………… 5

選挙管理委員会告示

○個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正…………… 6

告 示

宮崎県告示第 565号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成29年10月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4510500319	リノラ未来	小林市堤2977-101	株式会社ソレイユ未来	都城市蓑原町8241-3	平成29年10月1日	短期入所

宮崎県告示第 566号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年10月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字細目 339-102、字出谷3774-24、3774-26から3774-28まで、3774-38、3791-18、3791-20、3791-43、3791-46、3791-49、3791-50、3791-55、3791-58、3791-63、3791-66、字花谷3856-1、3856-2、3865-8、3868-7から3868-11まで、3868-26、3868-35から3868-37まで、3868-47、3881-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 567号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年10月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字中之又字塊所 327-3、327-18、327-21、327-23
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 568号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年10月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日 向 市	山ノ田谷川 2	09-206-1-013	土 石 流
	山ノ田谷川 1	09-206-1-014	土 石 流
	亀崎東谷川 -1	09-206-1-048	土 石 流
	深野谷川2	09-206-1-051	土 石 流
	深野谷川1	09-206-1-052	土 石 流
	柿の迫谷川	09-206-1-054	土 石 流
	梶木谷川1	09-206-1-055	土 石 流
	梶木谷川3	09-206-1-056	土 石 流
	中島谷川	09-206-2-011	土 石 流
	山ノ田谷川 3	09-206-2-012	土 石 流
	山ノ田谷川 4	09-206-2-013	土 石 流
	山ノ田谷川 5	09-206-2-014	土 石 流
	長谷谷川1	09-206-2-035	土 石 流
	長谷谷川2	09-206-2-036	土 石 流
	長谷谷川3	09-206-2-037	土 石 流
	長谷谷川4	09-206-2-038	土 石 流

長谷谷川5	09-206-2-039	土 石 流
長谷谷川6	09-206-2-040	土 石 流
梶木谷川6	09-206-2-041	土 石 流
梶木谷川7	09-206-2-042	土 石 流
鎌ヶ迫谷川	09-206-2-043	土 石 流
船場谷川2	09-206-2-044	土 石 流
山ノ田谷川 6	09-206-3-002	土 石 流
深野谷川3	09-206-3-033	土 石 流
梶 木	I-1-1114	急傾斜地の崩壊
庄 手	I-1-1115	急傾斜地の崩壊
庄手-新①	I-1-1115-新①	急傾斜地の崩壊
小 庄 手	I-1-1116	急傾斜地の崩壊
石櫃-新①	I-1-1127-新①	急傾斜地の崩壊
畑 浦 ①	I-1-1131	急傾斜地の崩壊
畑浦①-新 ①	I-1-1131-新①	急傾斜地の崩壊
畑 浦 ③	I-1-1132	急傾斜地の崩壊
畑浦③-新 ①	I-1-1132-新①	急傾斜地の崩壊
櫛 の 山	I-1-1141	急傾斜地の崩壊
櫛の山-新 ①	I-1-1141-新①	急傾斜地の崩壊
櫛の山-新 ②	I-1-1141-新②	急傾斜地の崩壊
梶 木 - 1	I-1-3407	急傾斜地の崩壊
小庄手-1	I-1-3411	急傾斜地の崩壊
梶 木 - 2	I-1-3413	急傾斜地の崩壊
梶 木 - 3	I-1-3414	急傾斜地の崩壊

梶木-3-新①	I-1-3414-新①	急傾斜地の崩壊	梶木-9-新②	II-1-6372-新②	急傾斜地の崩壊
亀崎東-1	I-1-3428	急傾斜地の崩壊	柿ノ迫	II-1-6373	急傾斜地の崩壊
亀崎東-1-新①	I-1-3428-新①	急傾斜地の崩壊	柿ノ迫-新①	II-1-6373-新①	急傾斜地の崩壊
小庄手-2	I-1-3429	急傾斜地の崩壊	梶木-10	II-1-6374	急傾斜地の崩壊
小庄手-2-新①	I-1-3429-新①	急傾斜地の崩壊	畑浦⑤	II-1-6397	急傾斜地の崩壊
梶木-4	I-1-3431	急傾斜地の崩壊	畑浦⑤-新①	II-1-6397-新①	急傾斜地の崩壊
亀崎東-2	I-1-3437	急傾斜地の崩壊	常石	II-1-6398	急傾斜地の崩壊
畑浦②	I-1-3438	急傾斜地の崩壊	浜町	II-1-6408	急傾斜地の崩壊
畑浦④-新①	I-1-3439-新①	急傾斜地の崩壊	山ノ田-1	II-1-6419	急傾斜地の崩壊
八畝割	II-1-1113	急傾斜地の崩壊	山ノ田-2	II-1-6420	急傾斜地の崩壊
小庄手-3	II-1-6357	急傾斜地の崩壊	山ノ田-3	II-1-6421	急傾斜地の崩壊
小庄手-3-新①	II-1-6357-新①	急傾斜地の崩壊	山ノ田-4	II-1-6422	急傾斜地の崩壊
小庄手-4	II-1-6358	急傾斜地の崩壊	山ノ田-5	II-1-6423	急傾斜地の崩壊
小庄手-4-新①	II-1-6358-新①	急傾斜地の崩壊	山ノ田-5-新①	II-1-6423-新①	急傾斜地の崩壊
長谷-1	II-1-6360	急傾斜地の崩壊	山ノ田-6	II-1-6424	急傾斜地の崩壊
長谷-2	II-1-6361	急傾斜地の崩壊	大庄手-9	II-2-0388	急傾斜地の崩壊
長谷-3	II-1-6362	急傾斜地の崩壊	梶木-13	II-2-0392	急傾斜地の崩壊
深野	II-1-6363	急傾斜地の崩壊	山ノ田-8	II-2-0395	急傾斜地の崩壊
梶木-5	II-1-6364	急傾斜地の崩壊	山ノ田-9	II-2-0396	急傾斜地の崩壊
梶木-6	II-1-6365	急傾斜地の崩壊	畑浦⑦	III-1-9593	急傾斜地の崩壊
梶木-7	II-1-6368	急傾斜地の崩壊			
梶木-9	II-1-6372	急傾斜地の崩壊			
梶木-9-新①	II-1-6372-新①	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 569号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年10月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類			
日 向 市	山ノ田谷川 2	09- 206-1- 013	土 石 流	庄手-新①	I - 1 - 1115-新①	急傾斜地の崩壊
	山ノ田谷川 1	09- 206-1- 014	土 石 流	小 庄 手	I - 1 - 1116	急傾斜地の崩壊
	亀崎東谷川 - 1	09- 206-1- 048	土 石 流	石櫃-新①	I - 1 - 1127-新①	急傾斜地の崩壊
	深野谷川 2	09- 206- 1 - 051	土 石 流	畑 浦 ①	I - 1 - 1131	急傾斜地の崩壊
	梶木谷川 1	09- 206- 1 - 055	土 石 流	畑浦①-新①	I - 1 - 1131-新①	急傾斜地の崩壊
	梶木谷川 3	09- 206- 1 - 056	土 石 流	畑 浦 ③	I - 1 - 1132	急傾斜地の崩壊
	中 島 谷 川	09- 206- 2 - 011	土 石 流	畑浦③-新①	I - 1 - 1132-新①	急傾斜地の崩壊
	山ノ田谷川 3	09- 206- 2 - 012	土 石 流	櫛 の 山	I - 1 - 1141	急傾斜地の崩壊
	山ノ田谷川 4	09- 206- 2 - 013	土 石 流	櫛の山-新①	I - 1 - 1141-新①	急傾斜地の崩壊
	山ノ田谷川 5	09- 206- 2 - 014	土 石 流	櫛の山-新②	I - 1 - 1141-新②	急傾斜地の崩壊
	長谷谷川 1	09- 206- 2 - 035	土 石 流	梶 木 - 1	I - 1 - 3407	急傾斜地の崩壊
	長谷谷川 2	09- 206- 2 - 036	土 石 流	小庄手- 1	I - 1 - 3411	急傾斜地の崩壊
	長谷谷川 3	09- 206- 2 - 037	土 石 流	梶 木 - 2	I - 1 - 3413	急傾斜地の崩壊
	長谷谷川 4	09- 206- 2 - 038	土 石 流	梶 木 - 3	I - 1 - 3414	急傾斜地の崩壊
	長谷谷川 6	09- 206- 2 - 040	土 石 流	梶木- 3 - 新①	I - 1 - 3414-新①	急傾斜地の崩壊
	梶木谷川 6	09- 206- 2 - 041	土 石 流	亀崎東- 1	I - 1 - 3428	急傾斜地の崩壊
	船場谷川 2	09- 206- 2 - 044	土 石 流	亀崎東- 1 - 新①	I - 1 - 3428-新①	急傾斜地の崩壊
	山ノ田谷川 6	09- 206- 3 - 002	土 石 流	小庄手- 2	I - 1 - 3429	急傾斜地の崩壊
	深野谷川 3	09- 206- 3 - 033	土 石 流	小庄手- 2 - 新①	I - 1 - 3429-新①	急傾斜地の崩壊
	梶 木	I - 1 - 1114	急傾斜地の崩壊	梶 木 - 4	I - 1 - 3431	急傾斜地の崩壊
	庄 手	I - 1 - 1115	急傾斜地の崩壊	亀崎東- 2	I - 1 - 3437	急傾斜地の崩壊
				畑 浦 ②	I - 1 - 3438	急傾斜地の崩壊
				畑浦④-新①	I - 1 - 3439-新①	急傾斜地の崩壊

八 畝 割	Ⅱ-1-1113	急傾斜地の崩壊	山ノ田-3	Ⅱ-1-6421	急傾斜地の崩壊
小庄手-3	Ⅱ-1-6357	急傾斜地の崩壊	山ノ田-4	Ⅱ-1-6422	急傾斜地の崩壊
小庄手-3 -新①	Ⅱ-1-6357-新①	急傾斜地の崩壊	山ノ田-5	Ⅱ-1-6423	急傾斜地の崩壊
小庄手-4	Ⅱ-1-6358	急傾斜地の崩壊	山ノ田-5 -新①	Ⅱ-1-6423-新①	急傾斜地の崩壊
小庄手-4 -新①	Ⅱ-1-6358-新①	急傾斜地の崩壊	山ノ田-6	Ⅱ-1-6424	急傾斜地の崩壊
長 谷 - 1	Ⅱ-1-6360	急傾斜地の崩壊	大庄手-9	Ⅱ-2-0388	急傾斜地の崩壊
長 谷 - 2	Ⅱ-1-6361	急傾斜地の崩壊	梶木-13	Ⅱ-2-0392	急傾斜地の崩壊
長 谷 - 3	Ⅱ-1-6362	急傾斜地の崩壊	山ノ田-8	Ⅱ-2-0395	急傾斜地の崩壊
深 野	Ⅱ-1-6363	急傾斜地の崩壊	山ノ田-9	Ⅱ-2-0396	急傾斜地の崩壊
梶木-5	Ⅱ-1-6364	急傾斜地の崩壊	畑 浦 ⑦	Ⅲ-1-9593	急傾斜地の崩壊
梶木-6	Ⅱ-1-6365	急傾斜地の崩壊			
梶木-7	Ⅱ-1-6368	急傾斜地の崩壊			
梶木-9	Ⅱ-1-6372	急傾斜地の崩壊			
梶木-9- 新①	Ⅱ-1-6372-新①	急傾斜地の崩壊			
梶木-9- 新②	Ⅱ-1-6372-新②	急傾斜地の崩壊			
柿ノ迫	Ⅱ-1-6373	急傾斜地の崩壊			
柿ノ迫-新 ①	Ⅱ-1-6373-新①	急傾斜地の崩壊			
梶木-10	Ⅱ-1-6374	急傾斜地の崩壊			
畑 浦 ⑤	Ⅱ-1-6397	急傾斜地の崩壊			
畑浦⑤-新 ①	Ⅱ-1-6397-新①	急傾斜地の崩壊			
常 石	Ⅱ-1-6398	急傾斜地の崩壊			
浜 町	Ⅱ-1-6408	急傾斜地の崩壊			
山ノ田-1	Ⅱ-1-6419	急傾斜地の崩壊			
山ノ田-2	Ⅱ-1-6420	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高千穂土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年10月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	田 崎 耕 平	高千穂町大字三田井5654番地
理 事	綾 教 安	高千穂町大字三田井33番地7
理 事	興 梶 哲 男	高千穂町大字三田井5122番地3
理 事	工 藤 隆 生	高千穂町大字岩戸1742番地
理 事	花 田 辰 生	高千穂町大字三田井1588番地
理 事	工 藤 春 喜	高千穂町大字岩戸 608番地
理 事	橋 本 照 夫	高千穂町大字三田井6327番地口
監 事	花 田 忠 則	高千穂町大字三田井1599番地
監 事	藤 田 利 廣	高千穂町大字岩戸 600番地
監 事	興 梶 政 治	高千穂町大字三田井6531番地

(任期：平成32年9月20日まで)			理 事	花 田 辰 生	高千穂町大字三田井1588番地
2 退任した役員			理 事	工 藤 春 喜	高千穂町大字岩戸 608番地
役 名	氏 名	住 所	監 事	花 田 忠 則	高千穂町大字三田井1599番地
理 事	田 崎 耕 平	高千穂町大字三田井5654番地	監 事	藤 田 利 廣	高千穂町大字岩戸 600番地
理 事	興 梶 利 男	高千穂町大字三田井6249番地ロ	監 事	興 梶 政 治	高千穂町大字三田井6531番地
理 事	富 高 教 夫	高千穂町大字三田井4830番地			
理 事	工 藤 隆 生	高千穂町大字岩戸1742番地			
理 事	綾 教 安	高千穂町大字三田井33番地 7			

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第85号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成26年宮崎県選挙管理委員会告示第64号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 <u>(平成28年5月1日現在)</u>			市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 <u>(平成29年9月29日現在)</u>		
施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	収容 見込 人数	施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	収容 見込 人数
[略]			[略]		
小川集会センター	[略]		小川集会センター	[略]	
和田集落センター	美郷町西郷田代8847番地	200	和田区コミュニティ センター	美郷町西郷田代8824番地	200
北郷総合交流センタ ー	[略]		北郷総合交流センタ ー	[略]	
[略]			[略]		